



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 31 日 (金)
第 8 5 0 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (455) (税務課) 2 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (456) (医療指導課) 2 海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (457) (水産課) 3 内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (458) (〃) 17 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (459) (境港水産事務所) 19 指定居宅サービス事業者の指定 (460) (中部総合事務所福祉保健局) 20 指定介護予防サービス事業者の指定 (461) (〃) 20 指定居宅サービス事業者の指定 (462) (西部総合事務所福祉保健局) 20 指定居宅介護支援事業者の指定 (463) (〃) 21 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (464) (会計指導課) 21
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 21

告 示

鳥取県告示第455号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社 山田石油店 代表取締役 山田 稔	鳥取市丸山町269-1	平成25年 4 月15日

鳥取県告示第456号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
N-エチルプフェドロン	2-（エチルアミノ）-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類	平成25年 4 月 9 日	平成25年 5 月30日
2, 3-DCPP	1-（2, 3-ジクロロフェニル）ピペラジン及びその塩類	〃	〃
2-ジフェニルメチルピロリジン	2-ジフェニルメチルピロリジン及びその塩類	〃	〃
α-PBP	1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ブタン-1-オン及びその塩類	〃	〃
4-プロモメトカチノン	1-（4-プロモフェニル）-2-（メチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類	〃	〃
ペンテドロン	2-（メチルアミノ）-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類	〃	〃
ペンチロン	2-（メチルアミノ）-1-（3, 4-メチレンジオキシフェニル）ペンタン-1-オン及びその塩類	〃	〃
4-メトキシ-N, N-ジメチルカチノン	1-（4-メトキシフェニル）-2-（ジメチルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類	〃	〃

鳥取県告示第457号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 海共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
なまこ漁業		

イ 漁場の位置 鳥取市福部町（平成16年11月1日市町村合併前の福部村の区域をいう。以下同じ。）及び岩美郡岩美町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第1号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第2号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域

基点第1号 鳥取県と兵庫県との境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 鳥取市福部町湯山と同市浜坂との境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第1号から331度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第2号から323度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 関係地区 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 公示番号 海共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで

てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
もずく漁業	2月1日から8月31日まで
くろも漁業	2月1日から5月31日まで
あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	
いがい漁業	
ばい漁業	
かき漁業	
たこ漁業	
うに漁業	
なまこ漁業	

イ 漁場の位置 鳥取市（鳥取市福部町及び鳥取市青谷町（平成16年11月1日市町村合併前の青谷町の区域をいう。以下同じ。）を除く。）地先

ウ 漁場の区域 次の基点第2号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、基点第7号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線、基点第5号と(ウ)から(チ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域、(ツ)から(ヌ)までを順次直線で結ぶ線及び(ヌ)と(ツ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域並びに(ノ)から(ラ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第2号 鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 鳥取港西防波堤北端

基点第4号 鳥取港鳥ヶ島南端

基点第5号 鳥取港第3防波堤北端

基点第6号 鳥ヶ島灯台の中心点

基点第7号 鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第8号 北緯35度31分38.03秒、東経134度9分17.38秒の地点

(ア) 基点第2号から323度40分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第7号から0度00分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(ウ) 基点第6号から9度30分（真方位）410メートルの点

(エ) 基点第6号から3度10分（真方位）482メートルの点

(オ) 基点第6号から29度30分（真方位）772メートルの点

(カ) 基点第6号から38度30分（真方位）1,036メートルの点

(キ) 基点第6号から38度00分（真方位）1,038メートルの点

(ク) 基点第6号から40度00分（真方位）1,115メートルの点

(ケ) 基点第6号から44度20分（真方位）1,086メートルの点

(コ) 基点第6号から65度30分（真方位）808メートルの点

(サ) 基点第6号から70度40分（真方位）790メートルの点

(シ) 基点第6号から85度30分（真方位）828メートルの点

(ス) 基点第6号から82度20分（真方位）1,005メートルの点

(セ) 基点第6号から81度30分（真方位）1,052メートルの点

(ソ) 基点第6号から94度00分（真方位）1,173メートルの点

(タ) 基点第6号から94度10分（真方位）1,171メートルの点

(チ) 基点第6号から102度30分（真方位）1,304メートルの点

(ツ) 基点第6号から307度30分（真方位）70メートルの点

(テ) 基点第6号から341度00分（真方位）199メートルの点

- (ト) 基点第 6 号から12度30分 (真方位) 398メートルの点
- (ナ) 基点第 6 号から15度00分 (真方位) 390メートルの点
- (ニ) 基点第 6 号から346度30分 (真方位) 186メートルの点
- (ヌ) 基点第 6 号から319度20分 (真方位) 57メートルの点
- (ネ) 基点第 8 号から78度50分 (真方位) 650メートルの点
- (ノ) (ネ)と(ハ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点
- (ハ) 基点第 8 号から73度20分 (真方位) 656メートルの点
- (ヒ) 基点第 8 号から20度40分 (真方位) 245メートルの点
- (フ) 基点第 8 号から16度30分 (真方位) 239メートルの点
- (ヘ) 基点第 8 号から13度05分 (真方位) 225メートルの点
- (ホ) 基点第 8 号から12度30分 (真方位) 208メートルの点
- (マ) 基点第 8 号から30度30分 (真方位) 67メートルの点
- (ミ) 基点第 8 号から301度00分 (真方位) 130メートルの点
- (ム) 基点第 8 号から306度15分 (真方位) 138メートルの点
- (メ) 基点第 8 号から300度30分 (真方位) 165メートルの点
- (モ) 基点第 8 号から295度45分 (真方位) 160メートルの点
- (ヤ) 基点第 8 号から278度00分 (真方位) 805メートルの点
- (ユ) 基点第 8 号から275度50分 (真方位) 804メートルの点
- (ヨ) 基点第 8 号から285度10分 (真方位) 150メートルの点
- (ラ) (ヨ)と(リ)を結ぶ直線と最大高潮時海岸線との交点
- (リ) 基点第 8 号から263度50分 (真方位) 150メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 関係地区 鳥取市 (鳥取市福部町及び鳥取市青谷町を除く。)

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

3 公示番号 海共第 3 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり (いわのり) 漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	はまぐり漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

イ 漁場の位置 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 7 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,500メー

トルの線、基点第12号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第9号と基点第10号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第7号 鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第9号 泊漁港北防波堤南西端

基点第10号 泊漁港第2西防波堤北端

基点第12号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第7号から0度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(イ) 基点第12号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 関係地区 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 海共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第11号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大1,000メートルの線、基点第12号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域を除く。

基点第11号 湯梨浜町と北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第12号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第11号から358度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(イ) 基点第12号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(ウ) 北緯35度30分32.58秒、東経133度51分5.82秒

(エ) 北緯35度30分39.78秒、東経133度50分1.80秒

(オ) (エ)から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(カ) (ウ)から0度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 関係地区 東伯郡北栄町

(5) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあっては、灯火を旗に代えて標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5 公示番号 海共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり（いぎす）漁業	7月21日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から5月31日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	ひじき漁業	4月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	にいな漁業	
	たこ漁業	
うに漁業		
なまこ漁業		

イ 漁場の位置 米子市淀江町（平成17年3月31日市町合併前の淀江町の区域をいう。以下同じ。）、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第12号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第17号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第13号と基点第14号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに基点第15号と基点第16号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

基点第12号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第13号 赤碕港東防波堤西端

基点第14号 赤碕港西防波堤北東端

基点第15号 淀江漁港内防波堤（東）南西端

基点第16号 淀江漁港西防波堤北西端

基点第17号 米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第12号から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(イ) 基点第17号から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 関係地区 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

6 公示番号 海共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで

さざえ漁業
いがい漁業
ばい漁業
かき漁業
たこ漁業
うに漁業
なまこ漁業

- イ 漁場の位置 米子市（米子市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第17号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第19号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 基点第17号 米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第19号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - (ア) 基点第17号から13度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
 - (イ) 基点第19号から66度00分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 関係地区 米子市（米子市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村
- (5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

7 公示番号 海共第7号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 米子市（米子市淀江町を除く。）地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第18号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、基点第19号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 基点第18号 皆生漁港原点から288度00分（真方位）466メートルの点
 - 基点第19号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - (ア) 基点第18号から17度00分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
 - (イ) 基点第19号から66度00分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 関係地区 米子市（米子市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村
- (5) 制限又は条件
 - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

8 公示番号 海共第8号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	ばい漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	

	なまこ漁業
--	-------

- イ 漁場の位置 境港市地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第19号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時海岸線最大2,000メートルの線、基点第20号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 基点第19号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第20号 境港市新屋町3268-2 地先新屋川左岸の標杭
 - (ア) 基点第19号から66度00分(磁針方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
 - (イ) 基点第20号から61度00分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 関係地区 境港市
- (5) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

9 公示番号 海区第1号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 岩美郡岩美町地先
- ウ 漁場の区域 次の基点第21号、(ア)、(イ)及び基点第22号を順次直線で結ぶ線並びに基点第22号と基点第21号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第21号 東漁港北防波堤南西端
 - 基点第22号 東漁港北防波堤南西端から311度30分(真方位)100メートルの点
 - (ア) 基点第21号から221度30分(真方位)10メートルの点
 - (イ) 基点第22号から221度30分(真方位)10メートルの点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

10 公示番号 海区第2号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 岩美郡岩美町地先
- ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
 - 基点第21号 東漁港北防波堤南西端
 - (ア) 基点第21号から246度30分(真方位)115メートルの点
 - (イ) 基点第21号から251度(真方位)113メートルの点
 - (ウ) 基点第21号から255度(真方位)200メートルの点
- (2) 免許予定日 平成25年9月1日

- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上
- (5) 制限又は条件
- ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

11 公示番号 海区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

ウ 漁場の区域 次の基点第23号、(ア)、(イ)及び基点第24号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第23号 田後港波除堤（施設番号B-1-17）北東端

基点第24号 田後港波除堤（施設番号B-1-17）北西端

(ア) 基点第23号から356度（真方位）60.0メートルの点

(イ) 基点第23号から330度（真方位）66.6メートルの点

- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 地元地区 岩美郡岩美町大字田後
- (5) 制限又は条件

- ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- (6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

12 公示番号 海区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第25号 船磯漁港第二港内防波堤南東端

(ア) 基点第25号から282度（真方位）60メートルの点

(イ) 基点第25号から224度（真方位）109メートルの点

(ウ) 基点第25号から238度30分（真方位）145メートルの点

- (2) 免許予定日 平成25年9月1日
- (3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで
- (4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水
- (5) 制限又は条件

- ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

13 公示番号 海区第 5 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 3 月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第26号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第26号から147度15分(真方位) 100メートルの点

(イ) 基点第26号から188度30分(真方位) 222メートルの点

(ウ) 基点第26号から183度(真方位) 231メートルの点

(エ) 基点第26号から132度30分(真方位) 119メートルの点

(オ) 基点第26号から129度15分(真方位) 92メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

14 公示番号 海区第 6 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

ウ 漁場の区域 次の基点第26号、(ア)、(オ)、(エ)、(カ)を順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第26号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第26号から147度15分(真方位) 100メートルの点

(エ) 基点第26号から132度30分(真方位) 119メートルの点

(オ) 基点第26号から129度15分(真方位) 92メートルの点

(カ) 基点第26号から121度45分(真方位) 118メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

15 公示番号 海区第 7 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第27号 泊漁港北防波堤西南端

(ア) 基点第27号から240度30分(真方位) 79メートルの点

(イ) 基点第27号から230度30分(真方位) 290メートルの点

(ウ) 基点第27号から268度30分(真方位) 340メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月 31 日まで

16 公示番号 海区第 8 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第28号 赤碓港東防波堤灯台

(ア) 基点第28号から84度(真方位) 330メートルの点

(イ) 基点第28号から82度(真方位) 348メートルの点

(ウ) 基点第28号から67度(真方位) 296メートルの点

(エ) 基点第28号から69度(真方位) 280メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碓

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月 31 日まで

17 公示番号 海区第 9 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第29号と基点第30号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第29号 赤碕港西防波堤南東端

基点第30号 赤碕港波除堤（施設番号B-1-6）北東端

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

18 公示番号 海区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第31号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第31号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第31号 平田漁港東側防波堤南西端

(ア) 基点第31号から37度30分（真方位）40メートルの点

(イ) 基点第31号から68度30分（真方位）140.5メートルの点

(ウ) 基点第31号から79度30分（真方位）137メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

19 公示番号 海区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第31号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第31号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第31号 平田漁港東側防波堤南西端

(ア) 基点第31号から37度30分（真方位）40メートルの点

(イ) 基点第31号から68度30分（真方位）140.5メートルの点

(ウ) 基点第31号から79度30分（真方位）137メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

20 公示番号 海区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年 4 月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の(エ)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
基点第31号 平田漁港東側防波堤南西端

(エ) 基点第31号から94度30分(真方位) 237メートルの点

(オ) 基点第31号から114度(真方位) 105メートルの点

(カ) 基点第31号から132度30分(真方位) 150メートルの点

(キ) 基点第31号から127度15分(真方位) 184メートルの点

(ク) 基点第31号から161度15分(真方位) 291.5メートルの点

(ケ) 基点第31号から152度30分(真方位) 455メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

21 公示番号 海区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年 4 月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第32号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第32号 大山町平田257-14地先に設置された漁港境界鉾

(ア) 基点第32号から261度20分(真方位) 216メートルの点

(イ) 基点第32号から238度40分(真方位) 370メートルの点

(ウ) 基点第32号から212度00分(真方位) 393メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町平田

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

22 公示番号 海区第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第33号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第33号から135度30分（真方位）3,600メートルの点

(イ) 基点第33号から143度15分（真方位）4,210メートルの点

(ウ) 基点第33号から153度30分（真方位）3,770メートルの点

(エ) 基点第33号から150度45分（真方位）3,460メートルの点

(オ) 基点第33号から138度30分（真方位）3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

23 公示番号 海区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第33号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第33号から135度30分（真方位）3,600メートルの点

(イ) 基点第33号から143度15分（真方位）4,210メートルの点

(ウ) 基点第33号から153度30分（真方位）3,770メートルの点

(エ) 基点第33号から150度45分（真方位）3,460メートルの点

(オ) 基点第33号から138度30分（真方位）3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

24 公示番号 海定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字浦富地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度36分57.42秒、東経134度19分50.00秒の点

(イ) 北緯35度37分05.05秒、東経134度20分14.50秒の点

(ウ) 北緯35度36分42.49秒、東経134度20分26.70秒の点

(エ) 北緯35度36分34.49秒、東経134度20分01.79秒の点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

25 公示番号 海定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町御来屋地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度32分12.07秒、東経133度31分06.01秒の点

(イ) 北緯35度32分18.02秒、東経133度31分29.00秒の点

(ウ) 北緯35度32分12.05秒、東経133度31分30.08秒の点

(エ) 北緯35度31分53.09秒、東経133度31分25.00秒の点

(オ) 北緯35度31分53.00秒、東経133度31分21.03秒の点

(カ) 北緯35度32分07.00秒、東経133度31分10.00秒の点

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月5日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

鳥取県告示第458号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（さくらますを含む。）漁業	
	いわな漁業	
	あまご（さつきますを含む。）漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を直線で結ぶ線から上流の千代川本流及び支流

基点第1号 鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標0K200

基点第2号 鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標0K200

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月12日まで

(4) 関係地区 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

2 公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（さくらますを含む。）漁業	
	いわな漁業	
	あまご（さつきますを含む。）漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

ウ 漁場の区域

次の基点第 3 号と基点第 4 号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及び支流

基点第 3 号 東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端

基点第 4 号 東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月12日まで

(4) 関係地区 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

3 公示番号 内共第 3 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	やまめ（さくらますを含む。）漁業	
	いわな漁業	
	あまご（さつきますを含む。）漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	
	うなぎ漁業	

イ 漁場の位置

米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

ウ 漁場の区域

次の基点第 5 号と基点第 6 号を直線で結ぶ線から上流の日野川本流及び支流

基点第 5 号 西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標0K000

基点第 6 号 米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標0K000

(2) 免許予定日 平成25年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成25年 6 月 1 日から同年 7 月12日まで

(4) 関係地区 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

4 公示番号 内共第 4 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	蓮漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	

	しらうお漁業
	えび漁業

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月12日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5 公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごかい漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	
	ぼら漁業	
すずき漁業		

イ 漁場の位置

東伯郡湯梨浜町

ウ 漁場の区域

東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端から同郡湯梨浜町大字引地の東郷橋下流端までの橋津川、東郷池及び東郷川

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から同年7月12日まで

(4) 関係地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県告示第459号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県境港水産事務所長 平 野 誠 師

- 1 聴聞の日時 平成25年 6 月13日（木）午後 1 時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町 9－7
鳥取県営境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第460号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬仁会	訪問リハビリテーション・サントリオン	倉吉市山根55-233	平成 25 年 6 月 1 日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第461号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬仁会	訪問リハビリテーション・サントリオン	倉吉市山根55-233	平成 25 年 6 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション

鳥取県告示第462号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ストレンジス	デイサービスウィズ	米子市西福原四丁目 5-49	平成 25 年 6 月 1 日	通所介護

鳥取県告示第463号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 25 年 5 月 31 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
有限会社とんや	ケアプランセンター翠のさと	米子市西福原七丁目 4-1	平成 25 年 6 月 1 日

鳥取県告示第464号

次のとおり鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成 25 年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成 25 年 5 月 31 日	米子市大篠津町 4945	株式会社山陰合同銀行大篠津支店

公 告

平成 25 年鳥取県公報第 8475 号で公告した（仮称）テックランド鳥取 2 号店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成 21 年鳥取県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第 2 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき平成 25 年 6 月 14 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 25 年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第 3 条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため